

## 阿波市新型コロナ対応！がんばる企業応援給付金事業 Q & A

令和2年6月11日時点版

### 【お願い】

申請書類の作成にあたっては本Q & Aのほか、阿波市ホームページをご覧ください。  
様式、記載例、注意事項等を掲載しております。

◆阿波市ホームページ

<https://www.city.awa.lg.jp/docs/2020060800028/>



問1. 代理の者が申請しても構わないか。

答 やむを得ず代理の方が申請書類を持参する場合は、必ず委任状を提出してください。  
委任状の様式例はホームページをご覧ください。

問2. 給付金の支給を受けることができるのは1回までか。

答 支給額に関わらず、同一申請者につき1回までです。

問3. 複数の融資を受けている場合、融資額を合算して申請しても構わないか。

答 合算した額での申請はできません。いずれか一つを選択して申請していただきます。

問4. 支給申請時点において、実行された融資を一部返済していた場合、支給金額は融資を受けた額ではなく未返済の額で算定されるのか。

答 支給金額は**融資実行額**の10%ですので、既返済額分も含まれます。先に返済したため支給額が減額となることはありません。

(ただし、減少率が20%以上50%未満の場合は上限額30万円、減少率が50%以上の場合は上限額50万円です。)

問5. 新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り支援制度による融資を受けていても、  
既往借入金の返済に充てた場合は支給対象となる融資から除かれるのか。

答 資金使途に関わらず、新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り支援制度による融資  
を受けているかで支給対象となるか判断します。

問6. 支給申請後、どれくらいの期間で支給を受けることができるか。

答 支給までに要する期間は、おおむね1か月以内を予定しています。

問7. 創業後1年未満の事業者でも支給対象者になるのか。

答 融資申込み時点で業歴が3か月以上の事業者であれば対象となります。  
(令和2年2月以降に操業した場合も同様の扱いとする。)

問8. 直接受付窓口で申請することは可能か。

答 多数の申請者の集中が懸念されるため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の  
観点からも、可能な限り郵送による申請にご協力くださいますようお願いいたします。  
来庁を希望される場合はこちらで日程調整いたしますので、必ず事前のご連絡をお願い  
いたします。(商工観光課：0883-36-8722)

問9. 支給対象者の要件に「新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り支援制度による  
融資を受けた者」とあるが、具体的にはどのような制度を指すのか。

答 以下のような制度が、支給対象となる融資になります。

○民間金融機関による信用保証付融資の例

- ・新型コロナウイルス感染症対応資金
- ・セーフティネット資金
- ・経済変動対策資金
- ・経営安定借換資金

○政府系金融機関による融資の例

◆日本政策金融公庫

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・新型コロナウイルス対策マル経融資

◆商工中金

- ・危機対応融資

上記以外にも、新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り支援制度による融資と認められるものは支給対象となりますので、商工観光課までご相談ください。

問10. 融資を受けていない場合は、本給付金の支給対象者にならないのか。

答 雇用維持や事業活動の継続を目的に、新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り支援制度による融資を受けた方が支給対象者となります。例えば、セーフティネット保証4号の認定は受けたが融資は受けていないといった場合は、支給対象者になりません。

問11. 農業を営んでいる事業者であるが、本給付金の支給対象者になるか。

答 農林漁業や金融業・保険業など、一部の信用保証対象外業種のみを営んでいる方については、支給対象者になりません。

問12. 支給上限額について、売上高等の減少率に応じて異なっているが、どの時点の減少率で判断されるのか。

答 融資申込み時点の申請書類等から確認できる減少率で判断いたします。減少率が20%以上50%未満であれば上限額30万円、50%以上であれば上限額50万円になります。

問 1 3. 提出書類の「融資の認定状況が確認できる書類」とは何か。

答 ○民間金融機関による信用保証付融資の場合

- ・徳島県信用保証協会が発行した「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」の写し
- ・金銭消費貸借契約証書の写し

○政府系金融機関による融資の場合

- ・「ご融資のお知らせ」の写し
- ・借用証書の写し
- ・返済予定表（償還予定表）の写し
- ・金銭消費貸借契約証書の写し など

問 1 4. 提出書類の「減少率が 20%以上であることが確認できる書類」とは何か。

答 ○民間金融機関による信用保証付融資の場合

セーフティネット保証制度の認定申請時にご提出いただいておりますので不要です。

○政府系金融機関による融資の場合

- ・融資申込みの際に金融機関に提出した申告書や試算表、売上台帳などの写し

問 1 5. 提出書類の「その他市長が必要と認める書類」とは何か。

答 必要に応じて、以下のような書類をご提出いただきます。

- ・振込先に指定している口座が確認できる通帳の写し（※全員必要。）
- ・営業確認書類の写し（※政府系金融機関による融資を受けた方のみ必要。）  
→履歴事項全部証明書や確定申告書、土地・建物の賃貸借契約書など
- ・委任状（※金融機関等による代理申請をされる方のみ必要。）

問16. セーフティネット保証5号や危機関連保証の認定を受けて民間金融機関による信用保証付融資を受けた場合は、本給付金の支給対象者とならないのか。

答 売上高等の減少率が20%以上であれば、支給対象者となります。

問17. 経済産業省の持続化給付金や徳島県の新型コロナ対応！企業応援給付金など、他の給付金の支給を受けている場合は、本給付金の支給対象者とならないのか。

答 本給付金は、国や県の給付金制度とご併用いただけます。

問18. 阿波市外に登記上の住所地がある法人であるが、事業実態のある事業所の所在地が阿波市内である場合、本給付金の支給対象者となるか。

答 登記上の住所地に本店又は主たる事業所がない場合は、支給対象者となります。

問19. 阿波市外に住所地がある個人事業主であるが、事業実態のある事業所の所在地が阿波市内である場合、本給付金の支給対象者となるか。

答 支給対象者となります。

問20. 阿波市以外にも事業実態のある事業所の所在地が複数ある場合、本給付金の支給対象者となるか。

答 本市内にある事業所が本店又は主たる事業所である場合は、支給対象者となります。主たる事業所の判断については、事業所毎の売上高等の比較などから判断します。